

て、いみじうわづらひ給、この御いきすだま、こち、おとこの御靈などいふ物ありと聞給につけて、おぼしつゝくれば、身ひとつのうきなげきよりほかに、人をあしかれなど思ふ心もなければ、物思ふにあくがなるたましゐは、さもやあらんとおぼしゑらるゝ、こともあり、

〔謠曲葵上大臣詞〕是は朱雀院につかへ奉る臣下也、扱も左大臣の御息女葵上の御物のけ、以外に御座候程に、貴僧高僧を請じ申され、大法秘法醫療様々の御事にて候へ共、更に其驗なし、ここに照日の神子とて、隠なき梓の上手の候を召て、生靈死靈の間を、あづさにかけさせ申せとの御事にて候程に、此由申付ばやと存候、やがてあづさに御かけ候へ、

〔闇の曙上〕或人、生靈死靈の説を問ふ、予白新井蛾答ふ、是もいろ／＼有、口を糊せんが爲に、虚妄なる誑惑をいふて、金錢を貪りかすむる者も有、又生得愚鈍不才にて、正理をえらず、をしへを聞ても、心底に通せず、己れが心より招き求めて、煩ふもあり、又は文盲白痴ゆるゑ、狐狸につまゝるゝ、も有て、一樣ならず、理明らかなる人は、はやく其趣を知べき事也、爰に物語り有、謠のやうなれども、語て聞せ申候べし、或豪家へ出入する山伏の様なる事をいふもの有、此者好て生靈死靈をいふて、愚人女子の心を惑はず、此等は人道を失ふて、妖怪の奴となりたるもの也、扱右豪家の主人、妾宅を作る、本妻聞て、妬情甚しとなん、田舎の門人何某、かの事を語る、予が曰、今の世に生れて、いにしへのごとく、夜半にや君が獨り行らんなどと吟じて居る人はなき筈の事なれば、さも有べし、

〔續日本紀聖十六武〕天平十八年六月己亥、僧玄昉死、略中世相傳云、爲藤原廣嗣靈所害、

〔今昔物語十一〕玄昉僧正、亘唐傳法相語第六

廣繼、惡靈ト成テ、且公ヲ恨ミ奉リ、且ハ玄昉ガ怨ヲ報セムト爲ルニ、彼ノ玄昉ノ前ニ、惡靈現ジタリ、略中 天皇極ク恐サセ給テ、吉備大臣ハ、廣繼ガ師也、速ニ彼ノ墓ニ行テ、誘ヘ可撰キ也ト仰セ給